

仙台市地域防災計画修正箇所一覧表（抄）

（地震・津波災害対策編）

頁	該当箇所	備考												
P1 第1章 第1節 地震による被災をふせぐ	1. 緊急地震速報を利用する【市民・企業】 (1) 緊急地震速報の種類と伝達方法 ア 緊急地震速報（警報） 警報は、国内で予想される最大震度が5弱以上の場合に、震度4以上の揺れの強さが予想される地域（ <u>都道府県単位宮城県中部</u> ）に対して発表されます。仙台市では、NTTドコモのエリアメール、KDDI（au）の緊急速報メール、ソフトバンクの緊急地震速報メールが設定されている機種の携帯電話・スマートフォンに対して、震度4以上の揺れが予想される地域にいる場合に自動的にメールが送信されます。また、テレビやラジオ等でも該当する地域のローカル局（NHKは全国一律）に即座に発表されます。	時点修正												
P5 第1章 第3節 適切な避難行動を行う	1. 地震発生後の避難行動【市民・企業・地域団体等】 (1) 地震災害等における避難勧告等 地震災害等の場合は、次の区分により避難勧告等が発令されます。 <table border="1" data-bbox="541 952 1629 1472"> <thead> <tr> <th>勧告等の種類</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難勧告（※）</td> <td> ○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき </td> </tr> <tr> <td>避難指示（<u>緊急</u>）（※）</td> <td> ○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき </td> </tr> </tbody> </table> <p>※避難勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。</p> <p>※避難指示（<u>緊急</u>）：被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。</p>	勧告等の種類	発令基準	避難勧告（※）	○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき	避難指示（ <u>緊急</u> ）（※）	○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき	避難勧告等に関するガイドラインの修正						
勧告等の種類	発令基準													
避難勧告（※）	○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき													
避難指示（ <u>緊急</u> ）（※）	○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき													
P8 第1章 第3節 適切な避難行動を行う	2. 津波からの避難行動【市民・企業・地域団体等】 (1) 津波災害における避難 <u>勧告等指示（緊急）</u> 気象庁から津波警報等が発表された場合は、次の区分により避難 <u>勧告等指示（緊急）</u> が発令されます。 <table border="1" data-bbox="562 1982 1608 2338"> <thead> <tr> <th>種—類警報等種別</th> <th>避難指示等発令種別</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>避難指示（<u>緊急</u>）</td> <td>津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>避難勧告 避難指示（<u>緊急</u>）</td> <td>津波避難エリアⅠの区域に対して直ちにエリアの外への避難を<u>促す指示する</u>。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>避難指示（<u>緊急</u>）</td> <td>沿岸部海岸線及び河口部に対して直ちに避難を呼びかける指示する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※避難勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促す行為。</p> <p>※避難指示（<u>緊急</u>）：被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 津波災害における避難方法 <u>ア</u> 津波注意報発表時は、<u>海岸線及び河口から避難します。</u> <u>アイ</u> 津波警報発表時（避難勧告発令時）は、津波避難エリアⅠの区域外へ避難します。 <u>イウ</u> 大津波警報発表時（避難指示発令時）は、津波避難エリアⅠ・Ⅱの区域外へ避難します。 </p>	種—類警報等種別	避難指示等発令種別	区 域	大津波警報	避難指示（ <u>緊急</u> ）	津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。	津波警報	避難勧告 避難指示（ <u>緊急</u> ）	津波避難エリアⅠの区域に対して直ちにエリアの外への避難を <u>促す指示する</u> 。	津波注意報	避難指示（<u>緊急</u>）	沿岸部海岸線及び河口部に対して直ちに避難を呼びかける指示する。	避難勧告等に関するガイドラインの修正
種—類警報等種別	避難指示等発令種別	区 域												
大津波警報	避難指示（ <u>緊急</u> ）	津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。												
津波警報	避難勧告 避難指示（ <u>緊急</u> ）	津波避難エリアⅠの区域に対して直ちにエリアの外への避難を <u>促す指示する</u> 。												
津波注意報	避難指示（<u>緊急</u>）	沿岸部海岸線及び河口部に対して直ちに避難を呼びかける指示する。												

	<p><u>ウエ</u> 津波避難エリアの区域外へ時間的余裕を持って避難することが困難な場合は、近くの津波避難施設へ避難します。</p>	
<p>P18-19 第1章 第6節 避難所を主体的に運営する</p>	<p>3. 避難所運営委員会の活動【市民（避難者）・地域団体等】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所運営で行う主な活動</p> <p>ア 避難者の把握（名簿班）</p> <p>避難者の状況確認や安否確認への対応を行うため、避難者名簿の作成を行い、区本部へ報告します。避難所開設当初は多数の避難者により混乱を招くことがあるため、人数の確認と報告に重点をおき、名簿の作成は避難所の状況を考慮して実施するなど、柔軟な対応により実施します。 <u>指定避難所の校庭等での車中泊による避難者についても、把握に努めます。</u> <u>なお、安否確認対応等による避難者名簿の作成・公開にあたっては、ドメスティック・バイオレンスやストーカー被害等により居所を隠す必要のある避難者もいることに留意し、避難者カード(または簡易避難者カード)における避難者情報公表可否の確認を徹底します。</u></p> <p>イ～カ (略)</p> <p>キ 救護・支援（救護班）</p> <p>けが人や急病人に対する応急処置や救急車の手配等、救護や支援を実施します。また、<u>車中泊によるエコノミークラス症候群</u>や避難長期化に備えて避難者の健康状態に配慮するとともに、必要に応じてボランティアの要請や医療機関への受入れの要請を行います。</p>	<p>避難所運営について、新たに明記</p>
<p>P20 第1章 第6節 避難所を主体的に運営する</p>	<p>4. 避難が長期化した場合【市民（避難者）・地域団体等】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生活環境の確保</p> <p>避難生活が長期化する場合は、防犯などの安全確保や<u>車中泊によるエコノミークラス症候群</u>、ストレス・衛生環境等の対策が必要となります。間仕切りの設置等によるプライバシーの確保や入浴・洗濯等の日常生活の確保、避難所での生活に関する相談・健康相談・指導を、区本部と連携しながら行います。</p>	<p>避難所運営について、新たに明記</p>
<p>P44 第2章 第3節 職員の配備・動員計画</p>	<p>2. 動員計画</p> <p>(1) 動員の原則</p> <p>職員は、勤務時間外においても、非常配備基準に達する災害の発生又は発生が予想される事態若しくは災対本部及び区本部の設置を知ったとき（以下「非常配備基準に達したとき」という。）は、「非常配備等に関する要領」（資料 2-5 参照）に基づき、非常配備の伝達を待つことなく、自らや家族等の安全を確保した後、直ちに勤務場所又はあらかじめ指定された場所に自主的に参集しなければならない。<u>なお、休職又は停職中の職員、育児休業中の職員、その他所属長が参集困難であると認める職員は参集を要しない。</u></p>	<p>参集を要しない職員について新たに明記</p>

2. 避難勧告等の実施 [災対本部事務局、都市整備部、消防部、区本部]

(1) 避難勧告等の区分及び発令基準

避難勧告等の発令は、次の区分により実施する。

	発令基準
避難勧告 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき <ul style="list-style-type: none"> ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき
避難指示(緊急) (※)	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき

※避難勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。

※避難指示(緊急)：被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。

(2) (略)

(3) 避難勧告等の伝達

ア 伝達的手段

① 報道機関との連携

テレビのデータ放送などにより避難勧告又は指示(緊急)を幅広く市民に伝達するため、災害情報共有システム(Lアラート)を通じ各報道機関等に情報提供するとともに、必要に応じ、「災害時における放送要請(協力)に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。

(資料7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)

~~② 自主防災組織との連携~~

~~(略)~~

~~③ ヘリコプター、消防車両(消防部)及び広報車(区本部等)による巡回広報~~

~~(略)~~

~~④ 個別巡回等~~

~~(略)~~

~~⑤ 杜の都防災Web、杜の都防災メール、SNS(ツイッター)等及び市ホームページ~~

~~(略)~~

~~⑥ 緊急速報メール~~

~~(略)~~

② 緊急速報メール

災対本部事務局は、電気通信事業者が提供する「緊急速報メール」により、大津波警報(特別警報)、津波警報等及び避難勧告等の情報の配信を行う。

③ 杜の都防災Web、杜の都防災メール、SNS(ツイッター)等及び市ホームページ

災対本部事務局は、「杜の都防災Web」「杜の都防災メール」「SNS(ツイッター)」等により避難勧告等の情報配信を行うとともに、市ホームページ及び「避難情報ウェブサイト」により情報提供を行う。

④ ヘリコプター、消防車両及び区広報車による巡回広報

(略)

⑤ 自主防災組織との連携

(略)

⑥ 個別巡回等

(略)

避難勧告等に関するガイドラインの修正

避難勧告等に関するガイドラインの修正

表現の統一

順序の修正

表現の修正

情報伝達手段の追加

<p>P54 第2章 第5節 津波災害応急計画</p>	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対本部事務局</td> <td>・避難勧告又は指示 <u>(緊急)</u> の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関すること ・避難勧告又は指示 <u>(緊急)</u> の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関すること</td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>仙台管区气象台</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>宮城県警察本部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	災対本部事務局	・避難 勧告又は指示 <u>(緊急)</u> の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関すること ・避難 勧告又は指示 <u>(緊急)</u> の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関すること	消防部	(略)	区本部	(略)	仙台管区气象台	(略)	宮城県警察本部	(略)	<p>避難勧告等に関するガイドラインの修正</p>
実施機関	担当業務													
災対本部事務局	・避難 勧告又は指示 <u>(緊急)</u> の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関すること ・避難 勧告又は指示 <u>(緊急)</u> の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関すること													
消防部	(略)													
区本部	(略)													
仙台管区气象台	(略)													
宮城県警察本部	(略)													
<p>P60-61 第2章 第5節 津波災害応急計画</p>	<p>4. 避難勧告等の実施 【災対本部事務局、消防部、区本部】</p> <p>(1) 避難勧告等指示 <u>(緊急)</u> の区分及び発令基準 津波警報等の発表時における避難勧告等指示 <u>(緊急)</u> の発令は、次の区分により実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類警報等種別</th> <th>避難指示等発令種別</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>避難指示 <u>(緊急)</u></td> <td>津波避難エリア I 及び津波避難エリア II の区域に対して直ちに避難指示 <u>(緊急)</u> を発令する。</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>避難勧告 避難指示 <u>(緊急)</u></td> <td>津波避難エリア I の区域に対して直ちに避難勧告指示 <u>(緊急)</u> を発令する。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>— 避難指示 <u>(緊急)</u></td> <td>沿岸部海岸線及び河口部に対して避難の呼びかけを行う直ちに避難指示 <u>(緊急)</u> を発令する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※津波避難エリア I 及び II とは、津波からの避難の手引き（暫定版）に示されるエリアをいう。 ※消防航空隊は、ヘリコプターを使用して避難広報のほか、海面変動の監視を行う。 (資料 3-4「津波からの避難の手引き（暫定版）」参照)</p> <p>(2) 避難勧告等発令時の避難先 大津波警報発表に伴う避難指示 <u>(緊急)</u> が発令されたときの避難先は、津波避難エリア I・II の区域外へ、津波警報発表に伴う避難勧告指示 <u>(緊急)</u> が発令されたときの避難先は、津波避難エリア I の区域外へ、<u>津波注意報発表に伴う避難指示 (緊急) が発令されたときの避難先は、海岸線及び河口から離れた場所へ</u> 徒歩で避難することを原則とする。併せて津波避難エリア外の周辺にある指定避難所を開放する。 また、津波避難エリア外までの距離が遠く、徒歩で津波避難エリア外への避難が困難な地域の方は、近くの津波避難施設等への避難を原則とする。 なお、自動車で避難する方（要援護者とその支援者等）は、津波避難エリア外への避難を原則とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 避難勧告等指示 <u>(緊急)</u> の伝達・避難広報</p> <p>ア 仙台市津波情報伝達システム (略) イ <u>ヘリコプター、消防車両（消防部）及び広報車（区本部）による巡回広報</u> —(略)— ウ <u>自主防災組織との連携</u> —(略)— エ <u>報道機関との連携</u> —(略)— オ <u>杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS（ツイッター）及び市ホームページ</u> —(略)— カ <u>緊急速報メール</u> —(略)— イ <u>報道機関との連携</u> 災対本部事務局は、必要に応じ「災害時における放送要請 <u>(協力)</u> に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。 (資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照) ウ <u>緊急速報メール</u> 災対本部事務局は、<u>電気通信事業者が提供する「緊急速報メール」によりを用いて、大津波警報（特別警報）、津波警報等による及び避難勧告等指示 (緊急) の情報配信を行う。</u> エ <u>杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS（ツイッター）及び市ホームページ</u> 災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS（ツイッター）」により避難勧告等指示 <u>(緊急)</u> の情報配信を行うとともに、市ホームページ及び「<u>避難情報ウェブサイト</u>」</p>	種類警報等種別	避難指示等発令種別	区域	大津波警報	避難指示 <u>(緊急)</u>	津波避難エリア I 及び津波避難エリア II の区域に対して直ちに避難指示 <u>(緊急)</u> を発令する。	津波警報	避難勧告 避難指示 <u>(緊急)</u>	津波避難エリア I の区域に対して直ちに避難 勧告 指示 <u>(緊急)</u> を発令する。	津波注意報	— 避難指示 <u>(緊急)</u>	沿岸部海岸線及び河口部 に対して 避難の呼びかけを行う 直ちに避難指示 <u>(緊急)</u> を発令する。	<p>避難勧告等に関するガイドラインの修正</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの修正</p> <p>順序の修正</p> <p>表現の統一</p> <p>表現の修正</p>
種類警報等種別	避難指示等発令種別	区域												
大津波警報	避難指示 <u>(緊急)</u>	津波避難エリア I 及び津波避難エリア II の区域に対して直ちに避難指示 <u>(緊急)</u> を発令する。												
津波警報	避難勧告 避難指示 <u>(緊急)</u>	津波避難エリア I の区域に対して直ちに避難 勧告 指示 <u>(緊急)</u> を発令する。												
津波注意報	— 避難指示 <u>(緊急)</u>	沿岸部海岸線及び河口部 に対して 避難の呼びかけを行う 直ちに避難指示 <u>(緊急)</u> を発令する。												

により情報提供を行う。

オ ヘリコプター、消防車両及び区広報車による巡回広報

ヘリコプターによる上空からの広報、消防部・消防団の消防車両及び区本部の広報車により、避難の呼びかけ、勧告・指示（緊急）等の巡回広報を行う。

カ 自主防災組織との連携

(略)

情報伝達手段の追加
避難勧告等に関するガイドラインの修正

P65
第2章
第7節 災害情報の
収集伝達計画

1. 災害情報の収集・伝達

(1) (略)

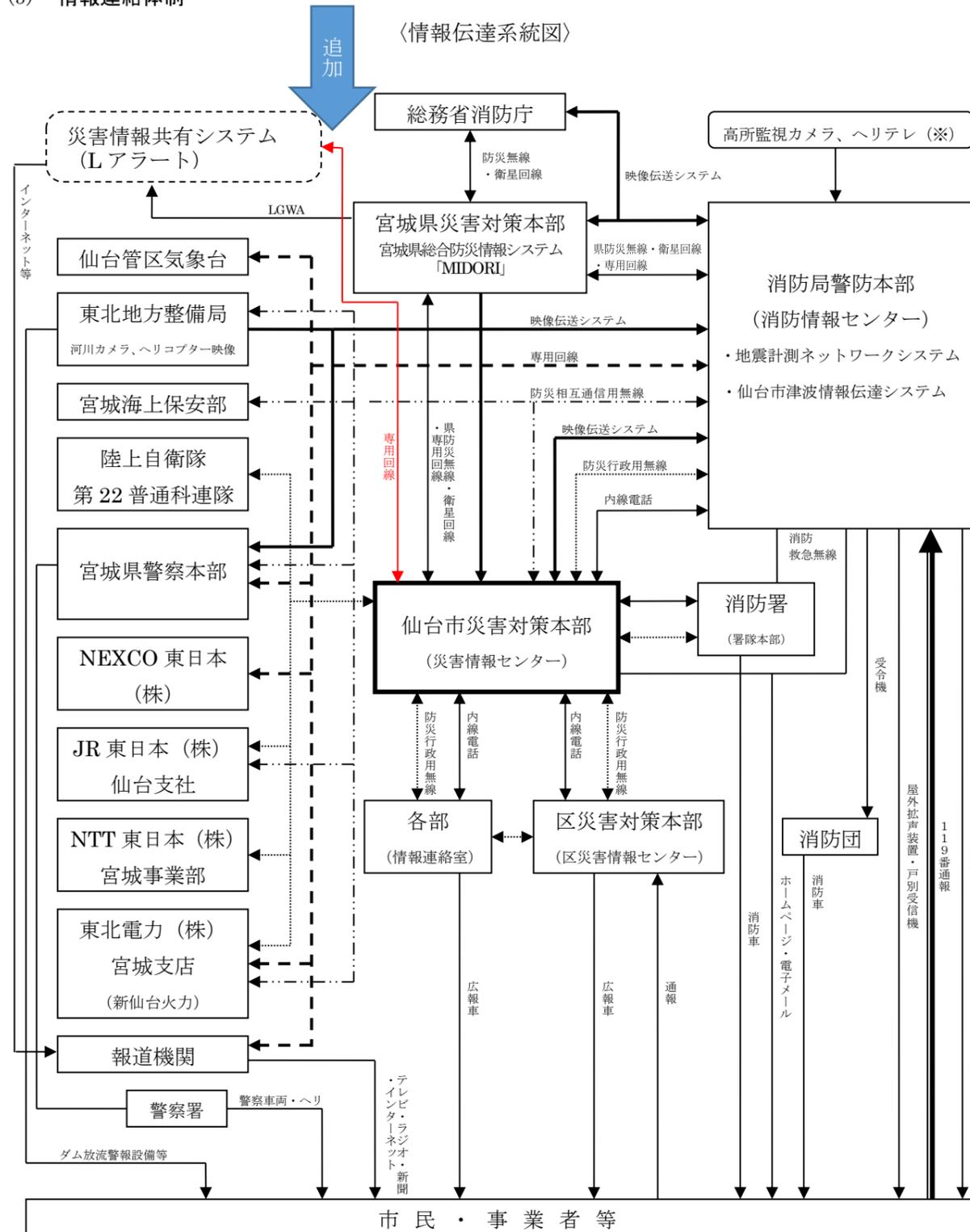
(2) 災対本部が行う情報収集

ア 各部及び区本部の情報収集

建物被害	・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地 →り災世帯及びり災者数	住家・非住家	財政部 区本部
		事業所	経済部

イ (略)

(3) 情報連絡体制



※ ヘリテレ：「ヘリコプターテレビ電送システム」

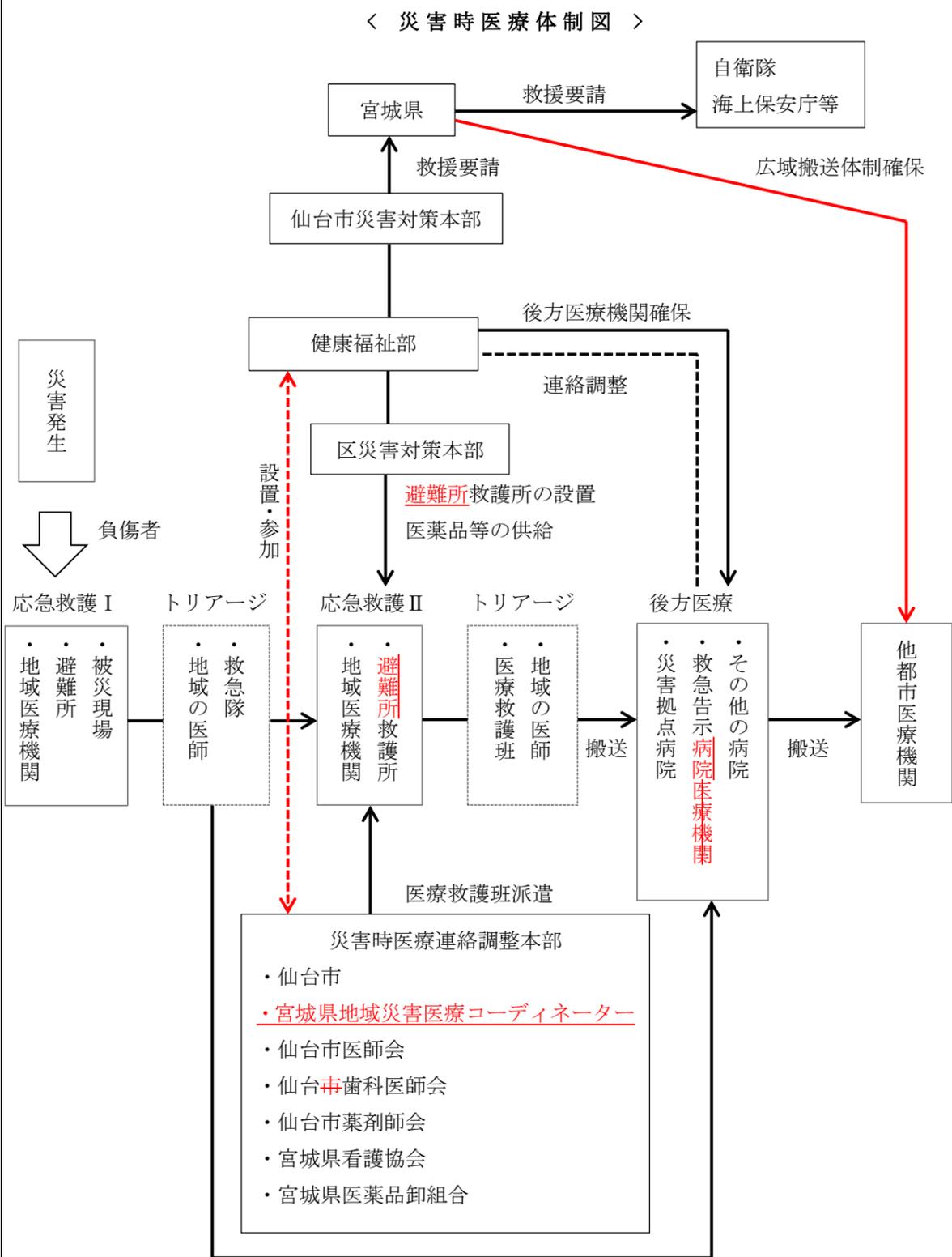
誤記の修正

専用回線の追加

<p>P76 第2章 第8節 災害広報・広聴計画</p>	<p>2. 広報活動〔災対本部事務局、まちづくり政策部、市民部、健康福祉部、文化観光部、区本部〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 広報の方法 ア～ウ (略)</p> <p>エ 通信メディアによる広報 災対本部事務局は及びまちづくり政策部と連携しは、市のホームページや避難情報ウェブサイト、SNS（ツイッター等）、電子メール等のインターネットを利用した様々なサービスによる情報伝達を可能な限り実施し、市民への広報を補完するとともに、国内外へ情報発信を行う。</p>	<p>表現の修正 情報伝達手段の追加</p>										
<p>P80 第2章 第9節 救急・救助計画</p>	<p>3. ヘリコプターによる救助・救急搬送</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>他機関ヘリコプター等との連携</u> <u>複数要請時や多数傷病者が発生した場合は、円滑な救急活動及び病院間搬送等を実施するために、自衛隊ヘリコプター、海上保安庁ヘリコプター、宮城県警航空隊ヘリコプター、宮城県防災ヘリコプター、宮城県ドクターヘリ等の防災関係機関と連携・協力した活動を行う。</u></p>	<p>連携について、新たに明記</p>										
<p>P80 第2章 第9節 救急・救助計画</p>	<p>4 緊急消防援助隊等の活動等</p> <p>(1) 宮城県広域消防相互応援協定（平成4年4月1日施行）による救急・救助活動は、消防部の指揮の下に宮城県広域消防応援基本計画（平成16年4月15日施行）に基づいて実施する。</p> <p>(2) 緊急消防援助隊による救急・救助活動は、消防部の指揮の下に、仙台市消防受援計画（平成9年4月15日施行）に基づいて実施する。</p> <p><u>緊急消防援助隊及び宮城県広域消防応援隊等による救急・救助活動は、仙台市消防受援計画に基づき実施する。</u></p>	<p>表現の修正</p>										
<p>P81 第2章 第10節 医療救護・保健・防疫計画</p>	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="478 1279 1541 2199"> <tr> <td data-bbox="478 1279 751 1774">健康福祉部</td> <td data-bbox="751 1279 1541 1774"> <ul style="list-style-type: none"> 被災者に対する医療救護活動の統括に関する事 医療救護班の編成に関する事 医療機関の被害状況の把握に関する事 医薬品、医療器具機器の調達及び配分に関する事 医療機関との総合調整に関する事 医療ボランティアに関する事 被災者の保健活動の総括に関する事 被災地の防疫の総括、防疫班の編成に関する事 防疫用薬剤、資機材の調達及び配分に関する事 被災動物の保護、管理に関する事 災害時における衛生に関する調査、試験検査に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1774 751 1822">子供未来部</td> <td data-bbox="751 1774 1541 1822">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1822 751 1869">経 済 部</td> <td data-bbox="751 1822 1541 1869">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1869 751 1917">市立病院部</td> <td data-bbox="751 1869 1541 1917">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1917 751 2199">区 本 部</td> <td data-bbox="751 1917 1541 2199"> <ul style="list-style-type: none"> 応急救護所、避難所救護所の開設、医療救護班の活動支援及び負傷者の救護に関する事 医療ボランティアの活動の支援に関する事 被災者に対する保健相談及び指導に関する事 被災地域及び避難所における食品衛生に関する事 被災地域及び避難所における防疫に関する事 </td> </tr> </table>	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 被災者に対する医療救護活動の統括に関する事 医療救護班の編成に関する事 医療機関の被害状況の把握に関する事 医薬品、医療器具機器の調達及び配分に関する事 医療機関との総合調整に関する事 医療ボランティアに関する事 被災者の保健活動の総括に関する事 被災地の防疫の総括、防疫班の編成に関する事 防疫用薬剤、資機材の調達及び配分に関する事 被災動物の保護、管理に関する事 災害時における衛生に関する調査、試験検査に関する事 	子供未来部	(略)	経 済 部	(略)	市立病院部	(略)	区 本 部	<ul style="list-style-type: none"> 応急救護所、避難所救護所の開設、医療救護班の活動支援及び負傷者の救護に関する事 医療ボランティアの活動の支援に関する事 被災者に対する保健相談及び指導に関する事 被災地域及び避難所における食品衛生に関する事 被災地域及び避難所における防疫に関する事 	<p>誤記の修正</p> <p>救護所についての整理</p>
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 被災者に対する医療救護活動の統括に関する事 医療救護班の編成に関する事 医療機関の被害状況の把握に関する事 医薬品、医療器具機器の調達及び配分に関する事 医療機関との総合調整に関する事 医療ボランティアに関する事 被災者の保健活動の総括に関する事 被災地の防疫の総括、防疫班の編成に関する事 防疫用薬剤、資機材の調達及び配分に関する事 被災動物の保護、管理に関する事 災害時における衛生に関する調査、試験検査に関する事 											
子供未来部	(略)											
経 済 部	(略)											
市立病院部	(略)											
区 本 部	<ul style="list-style-type: none"> 応急救護所、避難所救護所の開設、医療救護班の活動支援及び負傷者の救護に関する事 医療ボランティアの活動の支援に関する事 被災者に対する保健相談及び指導に関する事 被災地域及び避難所における食品衛生に関する事 被災地域及び避難所における防疫に関する事 											

3. 災害時医療体制〔健康福祉部、区本部、市立病院部〕

(1) 災害時医療体制の概要



誤記の修正

救護所の整理

救護所の整理

表現の修正

誤記の修正

5. 応急救護体制

(1) 救護所の設置

救護所	設置者	設置場所等
応急救護所	区本部	区役所及び総合支所に設置する。
避難所内救護所	区本部	あらかじめ指定された避難所に設置する。 また、必要に応じ多数の被災者を受け入れている避難所にも設置する。
現地救護所	消防部	被災地又は救急隊が設置されている消防署所に設置する。

(2) 医療救護班

ア 医療救護班の派遣

健康福祉部は、区本部及び消防部からの要請又は自らの判断で、避難所救護所又は被災医療機関等に対し必要な医療救護班を派遣する。

区本部保健福祉班は、~~応急救護所~~避難所内救護所を設置した場合又は被災医療機関から要請があった場合には、必要な医療救護班数を把握し、健康福祉部に対し医療救護班の派遣を要請する。~~また、区本部保健福祉班は、初動時応急救護所においては、医療救護活動を行う。~~

イ 医療救護班の編成及び派遣要請先等

健康福祉部は、アの医療救護班を派遣する場合には、災害時医療連絡調整本部と調整の上、各医療救護班派遣要請先に医療救護班の派遣を要請する。

救護所の整理

救護所の整理

※仙台市医師会、仙台歯科医師会、仙台市薬剤師会、宮城県看護協会と災害時における医療救護活動に関する応援協定（資料7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）を締結

表現の統一

＜医療救護班派遣要請先一覧＞

医療救護班の種別	編成等	派遣要請先
医療救護班 (※DMATを含む)	医師、看護師等	仙台市医師会 東北大学病院 仙台市立病院 仙台オープン病院 日本赤十字社宮城県支部 宮城県看護協会等 宮城県(DMAT)(JMAT) <u>(DPAT)(DMORT)</u> <u>等</u>
歯科医療救護班	歯科医師、歯科衛生士等	仙台市歯科医師会 東北大学病院
薬剤師救護班	薬剤師等	仙台市薬剤師会

時点修正

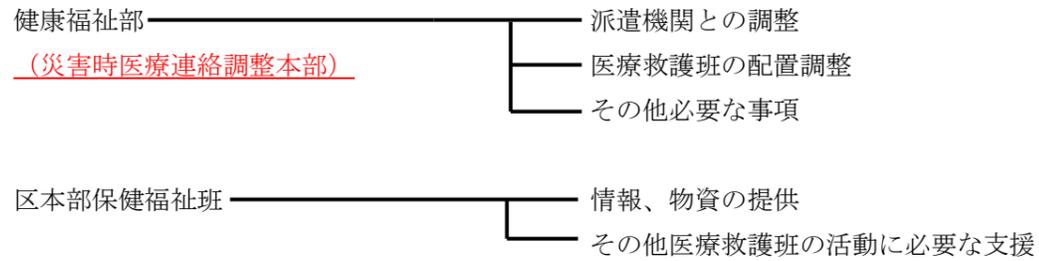
※DMAT（災害急性期に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できる機動性を持った、訓練を受けた医療チーム）災害拠点病院に自律的に入り、災害医療に従事するもの。

ウ 他の地方公共団体からの応援救護班

災害の規模が大きく、市内の医療救護班では不足する場合や、市内の医療機関の被害が大きく医療救護班を派遣できない場合には、健康福祉部は災害時の相互応援協定を結んでいる他の地方公共団体や県知事に対し、医療救護班の派遣を要請する。

表現の修正

エ 医療救護班の受け入れ



体制の整備

P87
第2章
第10節 医療救護・保健・防疫計画

6. 後方医療体制〔健康福祉部、消防部、市立病院部〕

(1) 後方医療の確保

避難所救護所や地域の医療機関で対応できない重症者や特殊な医療を要する者については、治療機能が保たれている後方の医療機関施設へ搬送して治療を行う必要がある。

救護所の整理
表現の修正
情報収集手段の追加
救護所の整理

健康福祉部は災害発生後速やかに、宮城県救急医療情報システム(EMIS)、救急災害時情報伝達ネットワーク(デジタルMCA無線)、災害時用の病院連絡網等を通して、空床等後方医療機関の情報を収集し、搬送先医療機関の確保を図るとともに、消防部や区本部保健福祉班と協力して避難所救護所や地域医療機関からの搬送・転院搬送需要に対応する。

表現の修正

また、市内の後方医療機関施設では対応能力が不足する場合には、他都市の医療機関に搬送することとし、県知事や他の自治体の協力を要請する等必要な措置をとる。

(2) 負傷者の搬送体制

被災現場や避難所救護所等からの負傷者の搬送は、第9節「救急・救助計画」により消防部が中心となっていく。

救護所の整理

医療機関からの市内・市外医療機関への搬送については、消防部、健康福祉部、区本部保健福祉班及び医療機関が協力して、ヘリコプター等の輸送手段も考慮し搬送体制の確保を図る。なお、必要に応じ直接又は県知事を通じて、警察、自衛隊、海上保安庁等の協力を受ける。

表現の修正

<p>P88 第2章 第10節 医療救護・保健・防疫計画</p>	<p>7. 医薬品等の確保</p> <p>(1) 医薬品等の調達体制 健康福祉部は、<u>指定避難所へ衛生材料等を救護所等で使用する医薬品及び医療器材を指定避難所及び保健福祉センター等に備蓄する。</u> 区本部保健福祉班は、<u>避難所救護所等での医薬品等の不足状況を把握し、健康福祉部に対し不足している医薬品等の供給を要請する。</u> 健康福祉部は、「災害時における応急医薬品の供給協力に関する協定」（資料 7-1 「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）に基づき、宮城県医薬品卸組合に供給を要請する。不足<u>を</u>が生じた場合には<u>災対本部を通じ</u>県知事に補給の要請を行う。</p> <p>(2) 供給体制 医薬品等は、原則として健康福祉部が設置する医薬品等の集積センターから、区本部保健福祉班を経由して<u>避難所救護所等</u>に供給する。 併せて、医療機関への供給ルートの確保に努める。 健康福祉部は、必要に応じ仙台市薬剤師会に<u>対し</u>、集積センター、区本部保健福祉班及び<u>避難所救護所・指定避難所</u>に、医薬品等管理のための<u>薬剤師救護班の派遣</u>を要請する。</p>	<p>表現の修正 救護所の整理 表現の修正 表現の修正 救護所の整理 表現の修正 救護所の整理 表現の修正</p>
<p>P89 第2章 第10節 医療救護・保健・防疫計画</p>	<p>8. 医療ボランティアの支援〔健康福祉部、区本部〕 健康福祉部に、医療ボランティアの受付窓口を開設するとともに、<u>区本部保健福祉班及び災害時医療連絡調整本部と連携し、は、区本部保健福祉班等の要請に基づき、医療ボランティアの差配を行い、必要に応じ情報や物資の提供等の活動支援を行う。</u></p>	<p>表現の修正</p>
<p>P90 第2章 第10節 医療救護・保健・防疫計画</p>	<p>11. 食品・飲用水の安全確保〔健康福祉部、区本部〕</p> <p>(1) 食品の安全確保 区本部保健福祉班は、食品<u>営業施設の監視指導、必要に応じ炊き出しや緊急援助物資（食料品）の取扱いに関する衛生指導や給食施設の監視指導を行う。</u><u>関連施設の被災状況を把握し、衛生上問題のある食品が供給されないよう監視指導を行い、必要に応じて措置を実施する。また、指定避難所や炊き出し所における食中毒防止対策のため助言を行う。</u> <u>健康福祉部は、流通の拠点である中央卸売市場内における衛生確保のため監視指導を行うほか、区本部保健福祉班が行う被災した食品製造業等に対する監視指導を支援する。</u></p> <p>(2) 飲用水の衛生確保 区本部保健福祉班は、<u>必要に応じ飲用水の使用状況の把握及び飲用水の衛生指導を行う。</u><u>市民や事業者から飲用水の相談があった場合には、必要に応じて助言、指導を行う。また、指定避難所における飲用水の安全性を確保するため貯水槽等の状況把握や使用方法について助言する。</u> <u>健康福祉部は特定建築物における飲用水の相談があった場合、衛生的な環境確保の観点から助言・指導を行う。</u></p>	<p>表現の修正</p>

<p>P90 第2章 第10節 医療救護・保健・防疫計画</p>	<p>12. 防疫活動〔健康福祉部、区本部〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消毒作業の実施 区本部が必要と認めた場合には、保健所支所長が医師である支所の案件については当該支所長が、それ以外の支所については保健所副所長が消毒を必要と認めた場合には、民間への委託や地域住民の協力を得るなどして、消毒が必要な地区等の消毒作業を行う。</p> <p>(3) 消毒薬剤の配付 ア 区本部は消毒薬剤を確保し、被災状況に応じて住民に配付する。また、大規模な被災により広範囲に消毒作業が必要な場合には、健康福祉部は薬剤の調達を依頼し、区本部保健福祉班が町内会等の各団体に消毒薬剤を配付する。また、健康福祉部は状況に応じ、民間企業等への協力要請を検討し、消毒作業に必要な支援体制を確保する町内会等の各団体に消毒薬剤を配付する。 イ 消毒薬剤配付の際には、使用方法等の説明を十分に行い、薬剤による被害が発生しないように努める。 ウ 区本部は状況に応じ、民間企業等への協力要請を検討し、健康福祉部は、消毒作業に必要な支援体制を確保する。 (資料〇-〇「薬剤在庫状況」―「消毒用機材等配置及び薬剤在庫状況」参照)</p>	<p>表現の修正</p>											
<p>P93 第2章 第11節 消防活動計画</p>	<p>3. 消防活動</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 消防隊の応援要請 ア 応援要請 ① 消防局長は、本市の消防力では対応… ② 消防局長は、本市の消防力及び県内… イ 応援活動調整班の配置等 ① 消防局長は、大規模災害が発生し… ② 消防局長は、緊急消防援助隊の… ウ 指揮支援部隊長等の派遣 消防局長は、調整本部が設置された場合… ア 消防局長は、本市の消防力では対応が困難と判断した場合、宮城県広域消防相互応援協定に基づき、応援を要請する。 イ 消防局長は、本市の消防力及び県内の消防応援では十分な対応が困難と判断した場合、緊急消防援助隊の応援を要請する。</p>	<p>表現の修正</p>											
<p>P96 第2章 第12節 避難所運営計画</p>	<p>2. 避難所の開設及び避難者の受け入れ〔各部、区本部〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所の開設 地震が発生し又は津波警報等により避難が必要と認められる場合の避難所の開設方法等は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">〈避難所開設基準〉</p> <table border="1" data-bbox="489 1961 1669 2733"> <thead> <tr> <th>条</th> <th>件</th> <th>開設方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき</td> <td>・平日日中 8:30 ～ 17:00</td> <td>○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設準備を行って、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した施設の安全が確認された場合、区本部の判断では避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>・休日 ・平日夜間 17:00 ～ 翌8:30</td> <td>○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員（指定動員）を、派遣するとともに、各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設準備を行って、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した施設の安全が確認された場合、区本部の判断では避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>②宮城県に津波注意報が発表されたとき</td> <td></td> <td>○区本部は、自主避難者を受け入れるため、あらかじめ選定した指定避難所の避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設準備を行って、被害、避難状況等を報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。</td> </tr> </tbody> </table>	条	件	開設方法	①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき	・平日日中 8:30 ～ 17:00	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、 開設準備を行って、 被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した施設の安全が確認された場合、区本部の判断では避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。	・休日 ・平日夜間 17:00 ～ 翌8:30	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員（指定動員）を、派遣するとともに、各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、 開設準備を行って、 被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した施設の安全が確認された場合、区本部の判断では避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。	②宮城県に津波注意報が発表されたとき		○区本部は、自主避難者を受け入れるため、あらかじめ選定した指定避難所の避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、 開設準備を行って、 被害、避難状況等を報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。	<p>避難所開設について、新たに明記</p>
条	件	開設方法											
①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき	・平日日中 8:30 ～ 17:00	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、 開設準備を行って、 被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した施設の安全が確認された場合、区本部の判断では避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。											
	・休日 ・平日夜間 17:00 ～ 翌8:30	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員（指定動員）を、派遣するとともに、各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、 開設準備を行って、 被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した施設の安全が確認された場合、区本部の判断では避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。											
②宮城県に津波注意報が発表されたとき		○区本部は、自主避難者を受け入れるため、あらかじめ選定した指定避難所の避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、 開設準備を行って、 被害、避難状況等を報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。											

	<p>④②宮城県に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき</p> <p>④③避難勧告等発令時 ※①→③、②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等</p> <p>⑤④その他の場合</p>	<p>○区本部は、あらかじめ選定した指定避難所の避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。</p> <p>○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、<u>開設準備を行って</u>、被害、避難状況等を報告させる。ただし、大津波警報発表時は、津波避難エリア内にある指定避難所は上記対象から除く。</p> <p>○<u>避難者が発生した施設の安全が確認された</u>場合、区本部の判断では避難所を開設する。</p> <p>○区本部は、発令対象地域近傍の指定避難所等を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。</p> <p>○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、<u>開設準備を行って</u>、被害、避難状況等を報告させる。</p> <p>○<u>避難者が発生した施設の安全が確認された</u>場合は、区本部の判断では避難所を開設する。</p> <p>○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。 <p>○ ②及び③の場合において、<u>津波避難施設・場所を含む開設準備対象となる避難所等</u>は、以下の資料を参照するものとする。 —(資料6-16「津波注意報の発表に伴う避難所開設準備について」参照) (資料〇-〇「避難勧告等発令に伴う開設避難所等一覧」参照)</p> <p>○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者を受入れるものとする。 (施設管理者：(6)参照、地域団体：第1章 第6節「避難所を主体的に運営する」参照)</p>	<p>表現の修正 資料の追加</p>
<p>P99-103 第2章 第12節 避難所運営計画</p>	<p>3. 避難所運営 [関係各部、区本部]</p> <p>避難所は、連合町内会等の地域団体及び避難者、市から派遣する避難所担当職員、避難所の施設管理者・職員がそれぞれの役割を果たし、協働して運営するとともに、「避難所運営委員会」の早期立ち上げに努め、避難者が自主的に管理運営できる体制への移行を図る。</p> <p>また、避難所運営では、災害時要援護者や<u>男女のニーズ性別等によるニーズの違い</u>、避難者への健康管理やプライバシーの確保等に配慮した運営管理に努めるを行う。(詳細は、「避難所運営マニュアル」を参照)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難所担当職員の措置</p> <p>避難所担当職員は、地域団体、避難者、施設管理者等と連携しながら、避難所運営委員会による運営全般に携わるとともに、主に、区本部との情報伝達により避難所内の課題解決に向けた要請・調整を行う。</p> <p>併せて、避難者のニーズの把握、災害時要援護者や<u>男女のニーズ性別等によるニーズの違い</u>への配慮、健康管理やプライバシーへの配慮等に努めるを行う。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 避難所運営委員会の活動</p> <p>ア 避難者への配慮</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>男女のニーズ性別等によるニーズの違い</u>への配慮</p> <p>男女別の更衣スペースやトイレ、洗濯物干し場、授乳のためのスペースの確保等、<u>男女のニーズ性別等によるニーズの違い</u>に対する配慮に努めるを行う。また、避難所運営委員会への女性の参画に配慮し、女性のニーズの把握や相談が円滑に行われるよう配慮することや、<u>災害時要援護者等への配慮などの意見を取り入れた避難所運営を行う。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>イ 避難所運営で行う主な活動</p> <p>① 避難者の把握(名簿班)</p> <p>避難者の状況確認や安否確認を行うため、避難者名簿の作成を行い、区本部へ報告する。</p> <p>避難所開設当初は多数の避難者により混乱を招くことがあるため、解説当初は人数の確認と報告に重点をおき、名簿の作成は避難所の状況を考慮して実施するなど、柔軟な対応により実施する。<u>指定避難所の校庭等での車中泊による避難者についても、把握に努める。</u></p> <p><u>なお、安否確認対応等による避難者名簿の作成・公開にあたっては、ドメスティック・バイオレンスやストーカー被害等により居所を隠す必要のある避難者もいることに留意し、避難者カード(または簡易避難者カード)における避難者情報公表可否の確認を徹底する。</u></p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥ 食料・物資の確保(食料物資班)</p> <p>避難所内で必要な食料や物資について把握するとともに、不足する場合は養成し確保する。</p> <p>開設当初は、避難所の備蓄物資、避難者が持参した家庭内備蓄等を活用するとともに、区本部あてに要請を行い、物資集配地点からの支援開始後は、避難所へ配送を行う配送業者等に直接要請する。</p>	<p>表現の修正 表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>避難所運営について、新たに明記</p>	

	<p>必要な食料や物資の把握を行う際は、毛布・食料・飲料水のほか、紙おむつ・おかゆ・粉ミルク・生理用品・薬品等、災害時要援護者や女性等のニーズ、アレルギー疾患やプライバシーへの配慮に努める配慮する。</p> <p>⑦ 救護・支援（救護班） けが人や急病人に対する応急処置や救急車の手配等、救護や支援を実施する。また、<u>車中泊によるエコノミークラス症候群の防止</u>や避難長期化に備えて避難者の健康状態に配慮するとともに、必要に応じてボランティアの要請や医療機関への受入れの要請を行う。</p> <p>⑧ （略）</p> <p>⑨ トイレの確保（衛生班） トイレについては避難所開設当初から使用できる体制が必要であり、施設のトイレの使用可否を早期に確認するとともに、被害状況により、用水を確保して使用したり、災害用簡易組立トイレを設置する等、対応を決定する。 なお、災害用簡易組立トイレを設置する場合には、災害時要援護者や性別、プライバシーへの<u>配慮に努める配慮するとともに、夜間は照明を設置するなど安全性の確保にも配慮する。</u></p> <p>⑩～⑪ （略）</p> <p>(6) 避難長期化対策（被害が甚大である場合） 被害が甚大である場合、避難生活の長期化が見込まれるため、以下の体制や環境の整備について適時行うものとする。 ア （略） イ 生活環境の確保 避難生活が長期化する場合は、防犯などの安全確保や<u>車中泊によるエコノミークラス症候群</u>、ストレス・衛生環境等への対策が必要となることから、間仕切りの設置等によるプライバシーの確保や入浴・洗濯等の日常生活の確保、避難所での生活に関する相談・健康相談・指導を区本部と連携しながら行う。</p>	<p>表現の修正</p> <p>避難所運営について、新たに明記</p> <p>避難所運営について、新たに明記</p> <p>避難所運営について、新たに明記</p>														
<p>P114 第2章 第15節 緊急輸送計画</p>	<p style="text-align: center;">第15節 緊急輸送計画</p> <p>〔まちづくり政策部、財政部、市民部、経済部、都市整備部、建設部、会計部、消防部、交通部、各部、区本部、<u>宮城県警察本部</u>〕</p> <p>1. ～2. （略）</p> <p>3. 道路交通の確保 〔市民部、建設部、区本部、<u>宮城県警察本部</u>〕</p>	<p>担当の明確化</p>														
<p>P118 第2章 第15節 緊急輸送計画</p>	<p>5. 空路輸送</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 空路輸送の拠点とするヘリコプターの離発着場の選定</p> <table border="1" data-bbox="562 1665 1661 1893"> <tr> <td>飛行場外離着陸場</td> <td>泉福岡訓練場 石積訓練場 大倉牧場訓練場 スプリングバレー訓練場 <u>宮城県消防学校屋外訓練場</u> <u>仙台市消防局荒浜訓練場</u> <u>深沼(旧仙台市消防ヘリポート)</u></td> <td>仙台市泉区福岡字蒜但木向 1-1 黒川郡富谷町石積字堀田地内 仙台市青葉区大倉字菖蒲沼 仙台市泉区福岡字岳山 14-2 仙台市宮城野区幸町 4 丁目 7-1 仙台市若林区荒浜字今切 29-2</td> </tr> </table> <p>※1 上記のほか、霞の目飛行場(陸上自衛隊)があり、非常時には管理者の許可を受けて使用することができる。 ※2 飛行場外離着陸場は、<u>仙台消防ヘリコプター</u>（仙台市消防局）の離着陸場として国土交通大臣の許可をとっており、平常時でも離着陸可能な場所を掲げた。 ※3 飛行場外離着陸場適地は、国土交通大臣の許可を受けていないが、緊急時の離着陸場適地として、あらかじめ仙台市消防局が選定した場所を掲げた。</p>	飛行場外離着陸場	泉福岡訓練場 石積訓練場 大倉牧場訓練場 スプリングバレー訓練場 <u>宮城県消防学校屋外訓練場</u> <u>仙台市消防局荒浜訓練場</u> <u>深沼(旧仙台市消防ヘリポート)</u>	仙台市泉区福岡字蒜但木向 1-1 黒川郡富谷町石積字堀田地内 仙台市青葉区大倉字菖蒲沼 仙台市泉区福岡字岳山 14-2 仙台市宮城野区幸町 4 丁目 7-1 仙台市若林区荒浜字今切 29-2	<p>名称変更</p>											
飛行場外離着陸場	泉福岡訓練場 石積訓練場 大倉牧場訓練場 スプリングバレー訓練場 <u>宮城県消防学校屋外訓練場</u> <u>仙台市消防局荒浜訓練場</u> <u>深沼(旧仙台市消防ヘリポート)</u>	仙台市泉区福岡字蒜但木向 1-1 黒川郡富谷町石積字堀田地内 仙台市青葉区大倉字菖蒲沼 仙台市泉区福岡字岳山 14-2 仙台市宮城野区幸町 4 丁目 7-1 仙台市若林区荒浜字今切 29-2														
<p>P127 第2章 第17節 二次災害の防止</p>	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="541 2175 1667 2733"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災对本部事務局</td> <td>・避難勧告又は指示（<u>緊急</u>）の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関すること ・避難勧告又は指示（<u>緊急</u>）の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関すること</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>経済部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>・防火対象物、危険物施設及び高圧ガス施設並びに火薬類関係施設の応急措置の指導に関すること ・避難勧告又は指示（<u>緊急</u>）の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関すること ・避難勧告又は指示（<u>緊急</u>）の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関すること ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	災对本部事務局	・避難勧告又は指示（ <u>緊急</u> ）の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関すること ・避難勧告又は指示（ <u>緊急</u> ）の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関すること	環境部	(略)	経済部	(略)	都市整備部	(略)	建設部	(略)	消防部	・防火対象物、危険物施設及び高圧ガス施設並びに火薬類関係施設の応急措置の指導に関すること ・避難勧告又は指示（ <u>緊急</u> ）の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関すること ・避難勧告又は指示（ <u>緊急</u> ）の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関すること ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関すること	<p>避難勧告等に関するガイドラインの修正</p>
実施機関	担当業務															
災对本部事務局	・避難勧告又は指示（ <u>緊急</u> ）の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関すること ・避難勧告又は指示（ <u>緊急</u> ）の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関すること															
環境部	(略)															
経済部	(略)															
都市整備部	(略)															
建設部	(略)															
消防部	・防火対象物、危険物施設及び高圧ガス施設並びに火薬類関係施設の応急措置の指導に関すること ・避難勧告又は指示（ <u>緊急</u> ）の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関すること ・避難勧告又は指示（ <u>緊急</u> ）の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関すること ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関すること															

	区本部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園、緑地等の災害防止、被害調査及び応急復旧に関すること ・被災建物に係る応急危険度判定及び危険建物に対する指導に関すること ・避難勧告又は指示（緊急）の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関すること ・避難勧告又は指示（緊急）の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関すること 	
P133 第2章 第17節 二次災害の防止		<p>9. 危険物・高圧ガス取扱い施設等の応急措置 【消防部】</p> <p>危険物、火薬類、高圧ガス等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、施設管理者及び消防部は、次の措置を講ずる。</p> <p>なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設については、宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより応急対策を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防部の措置</p> <p>ア 被害の状況により引火又は爆発のおそれがある場合は、施設管理者及び関係機関と連携を図り、必要に応じ警戒区域の設定及び付近住民への避難の勧告又は指示（緊急）その他必要な措置を行う。</p>	避難勧告等に関するガイドラインの修正
P139 第2章 第19節 燃料確保・供給計画		<p>4. 燃料供給ルート確保</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) 消防局災害対応自家給油取扱所における公用車両の緊急給油</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 給油調整員の派遣</p> <p>災対本部特別班は、公用車両への自家給での緊急給油を行う場合、当該自家給に給油調整員を派遣する。</p> <p><u>（資料〇-〇「仙台市消防局災害対応自家用給油取扱所における大規模災害時の給油優先順位」）</u></p>	資料の追加
P148 第2章 第21節 行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画		<p>4. 遺体の埋火葬方法 【健康福祉部】</p> <p>(1) 緊急火葬体制の整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 広域緊急火葬体制整備</p> <p>火葬が本市の斎場で間に合わないと判断したときは、次の事項を実施する。</p> <p>① 他自治体あての火葬依頼必要数を把握する。</p> <p>② 近県、近隣市町村の緊急受入れ体制（能力）を確認する。また、必要に応じて大規模斎場を有する他自治体へも確認する。</p> <p>③ 他自治体あての火葬依頼計画（遺体の搬送手段の確保も含む）を策定し、依頼する。また、必要に応じて県に対し調整を依頼する。</p> <p><u>① 火葬依頼必要数を把握し、県に広域火葬の実施を要請する。</u></p> <p><u>② 広域火葬の実施が決定した場合、市民及び関係団体にその旨を周知する。</u></p> <p><u>③ 県により割り振られた火葬場と、火葬の実施方法等を調整する。</u></p> <p><u>④ 遺体の搬送手段を確保する。</u></p>	宮城県広域火葬計画の策定
P152 第2章 第22節 応援協力要請（受援）計画		<p>2. 災対本部事務局における対応</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 事前準備</u></p> <p><u>平時において、各協定等の締結先と応援要請を行った際の「応援部隊受け入れ場所」「宿泊場所及び宿泊可能人数」「具体的な活動内容」等の受け入れに必要な事項を協議するとともに、応援受入訓練等を実施し、災害時に迅速かつ円滑に応援部隊の受け入れができるように準備する。</u></p>	表現の修正

<p>P153 第2章 第22節 応援協力要 請（受援）計画</p>	<p>3. 各部における対応</p> <p>(1) 応援の要請 各部において応援が必要と認める場合、あらかじめ調整した連絡先に対し応援要請を行う。協定等に定められた方法で行うことを原則とするが、そのいとまがないなどやむを得ない場合には電話等の手段により口頭で行うものとする。 応援の要請を行ったこと及びその後の経過については、必要に応じ 災対本部事務局に連絡員等を通じ報告するものとする。</p> <p>(2) 協定先との調整等について 協定先等から先遣隊の派遣が行われる際には、必要に応じ、要請を行った原則として協定等を所管する部において受入れを行うものとする。 また、先遣隊の派遣を要しない場合には、要請した応援部隊に対して、活動内容や活動場所について十分に調整を行うものとする。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 事前準備</u> <u>平時において、各協定等の締結先と応援要請を行った際の「応援部隊受け入れ場所」「宿泊場所及び宿泊可能人数」「具体的な活動内容」等の受け入れに必要な事項を協議するとともに、応援受入訓練等を実施し、災害時に迅速かつ円滑に応援部隊の受け入れができるように準備する。</u></p>	<p>表現の修正</p>
<p>P205 第2章 第35節 民生安定の ための緊急措置に関 する計画</p>	<p>15. 社会福祉施設入所費用の減免〔健康福祉部、子供未来部、区本部〕 養護老人ホーム、児童福祉施設、身体障害者更生援護支援施設、知的障害者援護施設への入所費用について、災害により特に必要があった場合は、これを減免することができる。</p>	<p>法改正による修正</p>
<p>P209 第2章 第35節 民生安定の ための緊急措置に関 する計画</p>	<p>24. 罹災証明書等の発行〔財政部、消防部、区本部〕</p> <p>(1) 罹災証明書（火災以外の原因に起因するもの） 災害対策基本法第90条の2、<u>仙台市罹災証明等取扱要綱（平成28年2月9日危機管理監決裁）及び仙台市罹災証明等事務取扱要領（平成28年2月10日財政局長決裁）に基づき、の規定により、災害による被害の程度に応じた適切な支援を図るため、住家及び非住家（以下「住家等」という。）について火災以外の災害（災害基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）による被害の状況程度を調査し、市長が確認できる被害について罹災証明書を発行する。</u>※以下本節において、「部」「区本部」の表記については、災害警戒本部体制以下の場合は「局」「区役所」と読み替えるものとする。</p> <p>ア 証明内容 罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する火災以外の災害によって被害を受けた住家等について、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、流出、床上浸水及び床下浸水といった被害程度の証明を行う。</p> <p>イ 判定基準 内閣府が定める「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に規定されている住家等の被害認定については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成25年6月改定 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）を参考として財政局長が定める「建物被害調査のポイント」に基づき建物被害調査を実施し、被害程度の判定を行う。（以下「運用指針」という。）に示されており、この運用指針に基づき調査及び判定を行う。 なお、災害発生時には、内閣府より運用指針の改定や暫定的な運用等が発出される場合があることから、情報収集に努め、調整を図り、調査及び判定を行う必要がある。</p> <p>ウ 発行事務処理体制 申請受付等、入力は区本部が主体となつて実施し、建物被害認定調査及び罹災証明書の発行事務については財政部が主体で実施する。</p>	<p>表現の修正</p>